

【意見】に係る措置・対応状況表

監査種別 令和5年度行政監査（令和6年3月27日報告）
 テーマ 不正及び事務ミスの未然防止に関する取組について
 対象部局 全部局

該当所属	監査の結果（意見）	措置・対応状況の別	内 容
1 収納課 国保税収納課 保健福祉総務課 生活支援課 子育て給付課	1 随時払による扶助費及び償還金の支出事務について 支出命令や支出に関する資料については、公文書の保存期間として5年が設定されており、その期間において検証を可能としているが、随時払は、支出命令に支払相手方の情報を含んでいない。 そのため、現に支払に用いたF Bデータの保存が必要となるが、いずれの事業課においても、修正や削除が可能な自所属の共有フォルダに格納されており、確実な保存とは言い難い状態であった。 したがって、支出命令の際にF Bデータを添付し、財務会計システムにて支出命令と一体的に保存するなど、F Bデータが確実に保存される運用を検討されたい。	措置 (完了)	現に支払に用いたF Bデータの保存に関しまして、データを自所属の共有フォルダではなく支出命令等と一体的に保存させるためにも、会計課提出予定の支払用データを、財務会計システムによる起票時の添付文書において、データ添付することといたしました。（収納課、国保税収納課、子育て給付課） 令和5年12月から新たに開始した給付金の給付決定及び審査結果通知発送の起案時にF Bデータを添付することとし、チェック体制の確立と、文書管理システムにおけるファイルの保存年限に基づきF Bデータの保存期間を確保しました。（保健福祉総務課） 令和6年4月生活保護費定時口座払い分から、会計課宛て口座振込依頼の起案時に、F Bデータを添付することとし、チェック体制の確立と、文書管理システムにおけるファイルの保存年限に基づきF Bデータの保存期間を確保しました。（生活支援課） 令和6年8月30日 措置通知 市長
2 財政課	県内自治体において多額の公金が横領される事案が発生した際、各事業課においてどのような対応をとったかについて確認したところ、ほとんどの事業課が報道により情報を共有の上、マニュアルに沿った適正な運用等について検証を行っていた。 しかしながら、当該自治体の事案が「決裁が電子化されていない」ことや「支出担当者が自らF Bデータを作成している」など、本市の各事業課における運用と異なる点があったことから、リスクは低いと判断され、具体的な不正の手段に対する検証までには至ってなかった。 さらに、本市における随時払の運用は、横領のあった自治体の事案と同じ扶助費の支出もあれば、市税等の歳出還付といった支払内容が異なるものもあり、随時払を行う全ての事業課が危機意識をもって、検証等を行ったわけではなかった。 このことから、財務事務に関する重大リスクの懸案が発生した際には、その内容を精査し全庁的な検証が実施される体制や仕組みが必要であると思われる。	対応状況	財政課では、全庁における財務事務の適正な執行を確保するため、地方自治法第170条第1項により会計事務をつかさどる会計管理者（会計課）と連携を図りながら、財務事務に関する重大リスクの懸案が発生した際には、その内容を精査し全庁的な検証を実施してまいります。（財政課） 令和6年8月30日 対応状況報告 市長
3 契約検査課	2 工事契約における設計及び予定価格に係る事務について 契約事務に関するリスク管理については、全庁的な枠組みのなかでシステムも含めた運用面の対策を継続するとともに、職員のコンプライアンス意識の醸成を図られたい。	措置 (完了)	工事の設計に関しては、積算システムに職員ごとのアカウントを設定し、アクセスログを残す等の運用をしており、予定価格に関しても、その作成を開札日の当日又は前日にするなど、どの対応により、情報漏えいの防止に努めているところであります。 また、全庁的にも、公正取引委員会から講師を招いた「官製談合防止に向けたコンプライアンス研修会」を令和6年5月27日に開催したほか、発注事務に携わる職員の基本姿勢を示した「発注者服務規律マニュアル」の周知等を行っているところでありますが、今後においてもこれらの取り組みを継続することにより、職員のコンプライアンス意識の醸成に努めてまいります。（契約検査課） 令和6年8月30日 対応状況報告 市長

【意見】に係る措置・対応状況表

監査種別 令和5年度行政監査（令和6年3月27日報告）
 テーマ 不正及び事務ミスの未然防止に関する取組について
 対象部局 全部局

該当所属	監査の結果（意見）	措置・対応状況の別	内 容
4 職員厚生課 上下水道局総務課	3 源泉所得税の徴収及び納付に係る事務について 納付金額の確認についてであるが、前月に源泉徴収した所得税を全て納付することが必要となるため、税務署へ払い出す支出命令の際、前年同月の支出額との比較等と併せ、前月に源泉徴収した所得税が全て支出されているか、確認を徹底されたい。また、出納部署における二重の確認についても、可能な範囲で実施されたい。 さらに、給与支払時の源泉徴収は、所得税のみならず、各種社会保険料等もあることから、それらも含め遺漏のない事務処理が求められる。 これらの確認作業は継続されることが重要であるため、人事異動の際にも確実に引継ぎされるよう徹底されたい。	措置 (完了)	前月に源泉徴収した所得税が全て支出されているかの確認については、税務署への納付の際に、財務会計システムの歳計外（所得税）残高が0円になることを確認するとともに、源泉徴収額と支出額とが一致していることを確認していますが、監査結果報告（令和6年3月27日）後において、担当者の確認のほか、係長・課長補佐・課長の承認・決裁時に歳計外残高及び源泉徴収額と支出額の一致についてのチェックを行う体制としました。 また、出納部署においては、歳計外からの支出が行われているかの確認を行っています。 なお、例月給与処理スケジュールに所得税納付の事務を記載することで、係内で情報を共有し、期限超過や納付漏れを防ぐ取組も行っています。 確認作業の継続のため、主たる担当者のほかに事務経験のある副担当者置き、納付処理を補佐する体制としたうえで、人事異動により事務経験者が不在とならない事務分担となるよう配慮しており、また、事務手順マニュアルを活用することで、納付漏れを防止するとともに後任への確実な事務引継ぎを行ってまいります。（職員厚生課） 源泉徴収額がすべて支出されているかの確認については、税務署へ払い出す支出命令の際に、総勘定元帳を出し、源泉徴収した額と支出命令額とが一致していることを確認することとしました。 さらに、チェックシート及び事務手順マニュアルを作成・活用することで、期限超過や納付漏れを防ぐ取組を行っています。 人事異動の際にも、担当者及び担当係長がそれぞれ後任に確実に引き継いでまいります。 なお、出納部署においても同様に確認を行っています。（上下水道局総務課） 令和6年8月30日 措置通知 市長
5 公有資産マネジメント課	4 法令に基づく施設の管理事務について 法令等の改廃情報も含めた施設管理に関する情報を全庁的に集約及び管理の上、各施設管理者へ周知し、各施設管理者による適正な管理を確認する体制や仕組みを確立されたい。 なお、施設の法適合等に関する責任は設置者及び施設管理者にあることから、消防等の検査機関のみに依存しないチェック体制が必要であり、例年実施している各施設の点検委託業務等において、施設本来の法適合に関する点検項目を追加するなど、全庁的な対策を検討されたい。	対応状況	施設管理に関する情報の把握については、関係する各種法令等が膨大にありますが、公共施設を安全・安心に維持していくためには、公有資産マネジメント課と施設管理者がそれぞれを補完する形で、情報を共有しあいながらリスクマネジメントを行うことが望ましいことから、公有資産マネジメント課において、各課との緊密な情報共有や協議なども含めあらゆる機会を通じて、公共施設に関する法令等の改廃や公共施設に関する事件・事故などの情報収集、把握に努め、全庁へ周知を図っていきます。 法適合に関する全庁的な対策については、現在も公共施設等総合管理計画に基づく大規模な改修及び新築・改築の際に、公有資産マネジメント課が各所属を支援しながら施設の運用面を考慮した現行法令との適合状態について業務委託によりチェックしているところであり、引き続き実施してまいります。（公有資産マネジメント課） 令和6年8月30日 対応状況報告 市長

【意見】に係る措置・対応状況表

監査種別 令和5年度行政監査（令和6年3月27日報告）
 テーマ 不正及び事務ミス未然防止に関する取組について
 対象部局 全部局

該当所属	監査の結果（意見）	措置・対応状況の別	内 容
6 財務部	5 不正及び事務ミス未然防止の体制や仕組みに係る総括事務について ア 市長の権限に属する事務の分掌に基づく総括部署について 財務及び公有財産を所掌する部署における現状の指導体制等については、いずれも財務の執行部署又は施設管理者等の判断に委ねており、指導や監督が確実に行き届いているとまでは言えない状況である。今後においては、より総括的なリスクマネジメント機能が発揮されるよう全庁的な検証を主導した上で、継続的に改善していくことを望むものである。	対応状況（報告済）	財務の指導体制等についてのうち、定期監査等の結果への対応については、令和5年度行政監査及び令和5年度第3回定期監査の結果に関する報告があった際、財務部長名で、1 各部局における不正及び事務ミス未然防止の運用上の取組をさらに進めるとともに、財務事務上の重大なリスクを覚知した場合には、速やかに情報を提供すること、2 事務を担当する職員はもとより、各決裁権者等においても根拠法令等の確認を徹底すること、3 組織としてチェック機能が十分に働く環境を整えることを各部局長あて通知いたしました。 今後も事務ミスが生じた際には、財務制度上の不備によるものであるかどうか引き続き確認を行い、地方自治法第170条第1項により会計事務をつかさどる会計管理者（会計課）と連携を図りながら、全庁における財務事務の適正な執行を確保するため、指導・監督に努めてまいります。（財政課） 総括的なリスクマネジメントについては、各施設所管課が実施している日常点検や12条点検及びその他各種法定点検の内容を全庁的に照会し把握することで、各施設における適切な点検や維持管理が行われているか確認し、不適切な場合は指導・助言を行うよう努めるとともに、公共施設に関する法令等の改廃や公共施設に関する事件・事故などの情報収集、把握に努め、適宜、全庁へ周知を図りながら研修会などの開催を通じて意識啓発するなど管理体制を強化していきます。（公有資産マネジメント課） 令和6年8月30日 対応状況報告 市長
7 行政マネジメント課	イ 内部統制について 不正及び事務ミス未然防止の取組を確実なものとするために、事務の総括部署における責任を明確にするとともに、内部統制制度の趣旨に準じたリスクマネジメントを有効に機能させる仕組みを構築することにより、本市の事務執行等の適正化がより一層推進されることを強く望むものである。 また、これらの取組を進めるにあたっては、職員の事務負担増が懸念されるが、DXの推進による根本的な事務の見直しや人事評価、事務引継ぎ、行政評価などの既存制度の活用を図りながら、最終的には市民に対する市政の透明性と信頼性を高めるためにも、正式な内部統制制度としての導入を望むものである。	対応状況	不正及び事務ミスの未然防止の取組につきましては、全庁的に事務を総括する部署においてマニュアル等を整備し、帳簿の点検や事務の流れを情報共有する等の方法によりリスクマネジメントに努めているところであります。 内部統制制度は、2017年の地方自治法改正により同法150条に規定され、本市を含む指定都市以外の市町村は制度導入について努力義務とされておりますが、内部統制の仕組みは事務ミスの防止について一定の効果があると考えております。 こうした中、令和6年3月14日に全庁的に事務を総括する関係課11課が集まり、内部統制に係る事務打合せを実施し、実効性のある内部統制の在り方について今後も継続して検討することとしております。内部統制制度としての導入につきましては、職員の事務負担増の懸念もありますことから、先進地事例や研修等を通じて情報収集を行い、導入の是非も含めた効果的な手法について調査検討を進めてまいります。（行政マネジメント課） 令和6年8月30日 対応状況報告 市長